



資料1－2

第62回女性の地位委員会 (CSW62)

2018年3月12～23日

2018年2月
国連女性の地位委員会日本代表
城西国際大学招聘教授
田中 由美子

CSW62のテーマ

1. **優先テーマ** (Priority theme): 農山漁村の女性・女児のジェンダー平等とエンパワーメント達成のためのチャレンジと機会:
Challenges and opportunities in achieving gender equality and the empowerment of rural women and girls;
2. **レビューテーマ** (Review theme): メディア、情報、コミュニケーション技術への女性の参加とアクセス及び女性の地位の向上とエンパワーメントのための活用とインパクト(CSW47の合意結論): Participation in and access of women to the media, and information and communications technologies and their impact on and use as an instrument for the advancement and empowerment of women (agreed conclusions of the forty-seventh session)

優先テーマの背景

- 女性差別撤廃条約 (CEDAW)
- **Follow-up to the 1995 Fourth World Conference on Women** (1995 北京行動綱領のフォローアップ)
- **The twenty-third special session of the General Assembly, entitled “Women 2000: gender equality, development and peace for the twenty-first century”**
(国連特別総会「女性2000年会議」の合意文書)
- SDGsゴール5 (ジェンダー平等と女性・女児のエンパワメント)
- UN Women: 2030年までに50:50の地球に
- その他。

CSW62の主なセッション

- ◆ 閣僚レベルのラウンドテーブル会合
- ◆ 優先テーマに係るインタラクティブ・ダイアログ
- ◆ レビューテーマについてのインタラクティブ・ダイアログ
- ◆ 一般討論
- ◆ 優先テーマ及びレビューテーマについての専門家会合
- ◆ 合意結論交渉
- ◆ CSW63のアジェンダについての検討と合意
- ◆ CSW62の報告書の採択

CSW62のビューロー

1. H.E. Ms. Geraldine Byrne Nason(Ireland): Chair (議長)(西欧、その他)
2. Ms. Koki Muli Grignon (Kenya): Vice-Chair (副議長)(アフリカ)
3. Mr. Mauricio Carabali Baquero (Colombia): Vice-Chair (副議長)(ラテンアメリカとカリブ諸国)
4. Ms. Rena Tasuja (Estonia)(副議長)(東欧)
5. Ms. Shah Asif Rahman (Bangladesh)(副議長)(アジア・太平洋)

任期： 2年間

人数： 5名

(ECOSOC 決議1987/21、及び決定2002/234)

優先テーマ：農村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワメントを達成するための挑戦と機会 (E/CN.6/2018/3の概要) (事務総長レポート)

- 北京行動綱領及び、持続可能な開発目標(SDGs)の実現のために、農村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワメントを達成するための挑戦と機会の促進は重要。
- 農村におけるジェンダー不平等を、生計(livelihood)、福祉(well-being)、レジリエンス(resilience)の観点から検討する。
- そのためには、①生活水準、②女性に対する暴力や有害な行為、③土地権、④食料安全保障と栄養、⑤教育、⑥性とリプロダクティブ・ヘルス・ライツの分野における取組が必要。
- 農村の女性と女児のだれひとりも取り残してはならない(SDGs)。

Introduction

- CSW62では、2017-2019のワークプログラムに沿って、農村女性・女児の課題を検討する(Programme of Work for the period 2017–2019)。
- 農村女性の状況は、農村男性、都市部の女性より悪い。
- 農村女性・女児のエンパワーメントと人権の保障、ジェンダー平等は、北京行動綱領のみならず、SDGsの目標5(ジェンダー平等)、目標1(貧困削減)、目標2(食料安全保障)、目標12(持続可能な農業と栄養)、目標8(ディーセントワーク)、目標13(気候変動)の全てに関わる。

背景 (mandate)

以下のような文書において、農村女性の課題が指摘されてきた：

- 2015年に実施された北京行動綱領の20年間の成果レビュー (E/CN.6/2015/3).
- CSW61 (E/2016/27 and E/2017/27)
- パリ協定 (FCCC/CP/2015/10/Add.1)
- New York Declaration for Refugees and Migrants (Assembly resolution 71/1)
- CEDAW general recommendation No. 34 (2016) (CEDAW/C/GC/34)

さらに、UN Womenは、FAO, IFADとともに、2017年9月、ローマにおいて専門家会合を開催し、その報告書は国連総会決議にも取り入れられた (72/148)。

再度、新たなコミットメントが求められている。

(1)適切な生活水準を確保する権利

- 2016年時点では、急激な都市化、および気候変動や途上劣化、持続性のない農業や土地利用などによる労働人口移動により、農村人口は、世界人口の半分以下となった。
- 農業食品のバリューチェーン、土地や生物資源への大規模な海外資本による投資は、農村女性の生活リスクを高めている。
- 国際労働移動、人身取引の被害に遭っている労働者、強制労働、児童労働、劣悪な労働環境、男女の賃金格差、家計についての意思決定権の欠如、無償の再生産労働の負荷、世帯内及び社会におけるジェンダーに基づく偏見や不平等、等。

対策：

- 生産資源や融資へのアクセスの改善、ICT、代替エネルギーの開発とアクセス、バリューチェーン（付加価値）、女性の起業支援、CCT、社会的保護政策（universal social protection）

(2) 土地権と土地利用に関する保障

Land rights and land tenure security

- FAO Gender and Land Rights Databaseによると、女性の農地所有者は、全体の20%以下。161カ国中、60カ国(37%)しか、男女平等の土地権を保証していない。約95カ国(59%)では、法的には男女平等であるが、慣習法や宗教により、平等の土地権は保障されていない。約6カ国(4%)では、平等の土地権は全く保障されていない。(政府や大企業などによる)土地収奪の問題。
- 女性の土地の非所有は、食料の安全保障を脅かす。逆に、土地所有を進めると、女性の経済的自立、意思決定権の向上、女性に対する暴力の削減につながる。
- SDGの指標：1.4.2, on secure land rights、5.a.1, on rights over agricultural land、5.a.2, on legal frameworks

対策：

- ジェンダー平等な土地権を保証する法律改正、女性に対する融資制度、土地の協同所有の奨励、ジェンダー視点に立った土地制度改革、女性の法的知識の普及、などが必要。

(3) 食料の安全保障と栄養

- 紛争、気候変動、災害などにより、農村地域では慢性的な低栄養の問題が深刻化している。
- 途上国では再生産可能年齢の女性の3分の1が、貧血や低栄養で困窮している。
- 栄養的・健康的なエンパワーメントが必要。
- 収入向上や農業生産性の向上を通じて栄養状態を改善しようとするのと逆に労働負荷が増加し、栄養と健康に悪影響。
- SDGのゴール2は、食料の安全保障と栄養。

対策:

- 持続可能な農業、気候変動への適応農業、土地と水の管理、作物の多様化と商品化、有機農業、小規模農家への支援、社会的保護政策など。

(4) 女性と少女に対する暴力と有害な行為

①**女性に対する暴力**: SDGsのゴール5、ターゲット2。世界で3分の1の女性が何らかの暴力を受けた経験。26カ国において農村での女性に対する暴力の方が都市部より多い。

②**女性の性器切除 (FGM)**: SDGsのゴール5、ターゲット5.3
FGM: 29カ国。2億人の少女が犠牲者。4400万人は15歳以下（ほとんどの国では5歳以下）。農村地域で多い。

③**幼児婚、強制婚など**: 7億人の少女、1.5億人の少年が幼児婚。毎年1500万人の少女が18歳以下で結婚。貧しい南アジアやサブサハラアフリカで多い。

これらは女性の精神的・肉体的健康、教育などに影響。

女性のみならず男性・男児、コミュニティのエンパワーメントが必要。

(5) 健康、性とリプロダクティブ・ヘルス・ライツ

- 質の高い健康・ケアサービス： SDGsゴール3、ターゲット8。
- 性と生殖に関する健康と権利： SDGsゴール5、ターゲット6。
- 農村では、健康施設や医療専門家の欠如が問題。
- 農村： 安全な出産、安全な飲料水の確保、生理に関する衛生、情報と適切なサービス、家族計画などが課題。

対策：

- 新たな対策として、携帯電話による相談、移動式学習の機会、性教育の普及などの実施。

(6) 質の高い教育の提供

- 生涯にわたる平等な教育、質の高い、安価な、アクセスできる教育の提供：SDGsゴール4.
- 初等教育の普及は進んでいるが修了率が課題。
- 教科書、カリキュラム、教授法におけるジェンダー偏見、学校のインフラの未整備、地域社会における偏見、質の高い教員、女性教員の不足などが課題。

対策：

- 移動式学習の機会、ICTの活用による遠隔教育、義務教育の無償化、質の高い教員や女性教員の配置、教育に対するジェンダーに基づく偏見をなくすことなど。

(7) 結論と勧告

- ODAの増額を通じた援助の拡充とともに、関係機関、住民組織などとの連携が重要。
- UN Womenが総合的推進・調整役。

【28項目の勧告案】

- a. SDGsに沿った誰も取り残さない、ジェンダー平等と女性・女子のエンパワーメント
- b. 農村女性に対するジェンダー差別を撤廃するための法律、政策
- c. 女性に対する暴力と有害な行為
- d. 土地権と土地使用の保障、生産資源へのアクセスと管理
- e. 参加とリーダーシップ
- f. 法制度へのアクセス
- g. マクロ経済政策

- h. 農村の貧困、ディーセントワーク
- i. 財務政策
- j. 社会的保護のための予算
- k. 国際的な労働基準の順守
- l. 同一価値労働同一賃金
- m. 強制労働、人身取引による労働、児童労働
- n. 無償のケア労働の男性・男児による分担（インフラ、サービス）
- o. GDPと社会経済政策の女性の無償労働のカウント
- p. 女性の労働力率の増加（技術、知識）
- q. 農村女性企業家の活性化
- r. 経済社会的リスク、紛争・人道危機への対応力の向上
- s. 気候変動、環境悪化に対するレジリエンス

- t. 農村女性の健康(妊産婦死亡率、ケア、性教育)
- u. リプロダクティブヘルスへのアクセス(家族計画も)
- v. HIV/エイズ
- w. 教育の男女格差の是正、教育・教員の質の向上、インフラ
- x. 性別、年齢別の統計整備
- y. 農村女性の意思決定、政策、制度構築への参画
- z. 農村女性・労働者の結社の自由の保障(組合等)
- aa. 農村女性の各種の組織へ参加(企業家組合、農協、市民団体)
- bb. 女性・女児の独自の組織化(Voice, agency and leadershipのため)

レビューテーマ： ICTとメディア

(CSW47の合意文書に基づく討議)

- World Summit on the Information Societies (2003～毎年、ITU)
- ICTとメディアへのアクセスにおけるジェンダー格差の増大
- インターネット普及率： 女性の方が男性より12%低い。後発国では、女性の方が男性より31% 低い。経済的・社会的な格差につながる。
- ICTとメディアを通じた女性に対する暴力、ストーカー行為等。
- 将来の仕事の90%はICT 技術が必要。第4次産業革命。
- OECD諸国では、女性はICT産業労働者の20%。管理職は12%、トップは7%程度。
- 農村女性のエンパワーメントのためには、ICTとメディアへのアクセスと活用が重要。